議会総務課
つくば市
-3.5.28
収受
23

請願３第５号

令和３年５月２８日

つくば市議会議長　小久保　貴史　様

水戸地方裁判所土浦支部における労働審判の実施を求める意見書を国に提出することを求める請願書

請願者　住所　つくば市[redacted]
氏名　弁護士[redacted]
電話[redacted]

紹介議員（署名）神谷大蔵
高野文男

【請願趣旨】

日本国憲法は，第３２条において，「何人も，裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」と規定し，国民の裁判を受ける権利を保障しています。裁判を受ける権利を実質的に保障するためには，市民に対する司法サービスの提供が地域間で格差があってはならないと思います。

平成１８年４月から労働審判制度が施行されました。労働審判は，個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を，裁判所において，迅速，適切かつ実効的に解決することを目的とした制度です。制度の導入以来，全国的に労働審判の申立件数は増加していますし，労働者側は勿論，紛争を早期に解決したいと考える使用者側にとっても評価が高い制度です。ところが，労働審判制度は，導入当初は，全国

の地方裁判所の本庁のみにおいて取り扱われ，支部での取り扱いがありませんでした。

その後，平成２２年４月に，東京地方裁判所立川支部及び福岡地方裁判所小倉支部，平成２９年４月に長野地方裁判所松本支部，静岡地方裁判所浜松支部及び広島地方裁判所福山支部にて取り扱われるようになりましたが，水戸地方裁判所土浦支部においては，現在のところ労働審判は実施されておりません。そのため茨城県県南地域の住民や事業者が労働審判を利用するには，本庁がある水戸市まで出向かなければならず，移動のために多大な時間的，経済的な負担を強いられることになり，残念ながら，結果として長期間の争いになることの多い通常訴訟を水戸地方裁判所土浦支部に提起したり，あるいは費用対効果の観点から労働審判の利用を諦めざるを得ないケースも生じています。

当初に述べたように，市民に対する司法サービスの提供は，地域間で格差があってはならず，裁判を受ける権利を実質的に保障するためにも，地方裁判所の支部において取り扱うことができる事件を拡大し，市民の権利実現を具体化しなければならないと考えます。

以上の理由から，国の関係機関への「水戸地方裁判所土浦支部における労働審判の実施を求める意見書」をつくば市議会として国に提出することを請願いたします。

【請願事項】

水戸地方裁判所土浦支部における労働審判の実施を求める意見書をつくば市議会から，国へ提出すること